

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年11月6日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：インド 担当：南アジア部
案件名：ランチ下水道整備事業準備調査
調査区分：プロジェクト形成（有償）

1 契約予定期間：2014年1月中旬～2014年9月上旬

2 参加要件

海外における下水道事業に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年11月20日から2013年11月22日17：00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年11月20日から2013年11月25日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年12月6日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 12月中旬

(5) 契約交渉 : 12月下旬

5 業務の目的

インドでは、都市部への急激な人口増加や工業化に伴う上水需要の増加により、下水の排出量が増大している。一方、現状の下水処理施設の処理能力では汚水発生量の30％程度（2009年）しか処理できておらず、衛生施設へのアクセス率も35％（2011年）と低い。その結果、河川や土壌、地下水の水質汚濁等の問題を招いており、地域住民の衛生・生活環境が脅かされている。また、下水道サービスを担う事業体は、低い戸別接続率、低い料金徴収率、人材不足等、運営・維持管理の面での技術的・財務的な課題を抱えている。

このような現状の中、インド政府は、第12次5ヶ年計画（2012年4月～2017年3月）において、都市部全人口への下水・衛生施設の提供を政策目標として掲げている。特に、下水道施設に対応した下水処理施設の整備や、水源が限定的であるため下水処理水の再利用に重点が置かれている。

本件調査の対象であるランチ市はインド東部に位置するジャルカンド州の州都であり、人口約110万人である。同州の都市部の貧困率は31.1％（2010年）であり、同全国平均の20.9％より高い。同市では下水管網や下水処理場等、公共下水道施設が整備されておらず、汚水は未処理のまま垂れ流されている。汚水の垂れ流しの結果、地下への浸透、雨季を中心に市内の低地では排水路からの汚水の逸水等、地域住民の衛生・生活環境の悪化を招いている。また、同市の人口急増に応え、新たな上水道施設を整備中であるため給水量の増加が見込まれ、それに伴い市内に垂れ流される汚水量が増えるため、衛生・生活環境の悪化や健康被害が深刻化する可能性が高い。加えて、河川の自然環境を保全するためにも、同施設の整備が喫緊の課題となっている。このような状況に対応するため、ランチ下水道整備事業が計画されている。

本調査は、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ジャルカンド州ランチ市

(2) 相手国関係機関

ジャルカンド州ランチ市（Ranchi Municipal Corporation, Government of Jharkhand）

(3) 業務内容

基礎調査

1 対象地域の基礎情報調査（自然条件調査、社会条件調査、環境条件調査）

2 対象地域の下水道（汚水及び雨水）セクターの現状調査

2.1 上水道施設の整備状況と見直し

2.2 汚水発生量及び汚水処理量

2.3 汚水発生量の長期需要予測

2.4 雨水排水量

2.5 水質調査

2.6 汚水の放流状況と衛生・生活環境へ与える影響

- 2.7 法制度の現状と妥当性検討
- 2.8 既存下水処理施設

ランチ下水道整備事業

- 1 施設の概略設計（下水処理場、ポンプ場、汚水管、雨水排水路）
- 2 JNNURM事業との連携
- 3 概算事業費の算定
- 4 必要な許認可等の確認（EIA、用地取得、下水処理に係る許可、道路掘削許可、水道料金設定等）
- 5 環境社会配慮
 - 5.1 重要な環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案の作成
 - 5.2 簡易住民移転計画の作成支援
- 6 事業実施スケジュール
- 7 調達計画（コンサルタント及び施工業者）
- 8 事業実施体制
 - 8.1 実施機関の事業実施の経験
 - 8.2 実施機関の所掌業務、組織構造、人員構成、人事体制
 - 8.3 実施機関の技術水準とその向上策
- 9 運営・維持管理体制
 - 9.1 運営・維持管理機関の実績
 - 9.2 運営・維持管理機関の所掌業務、組織構造、人員構成、人事体制
 - 9.3 運営・維持管理機関の技術水準とその向上策
- 10 財務計画
 - 10.1 州政府の予算手当
 - 10.2 実施機関の財務情報
 - 10.3 水道料金
 - 10.4 実施機関の中長期的な財務収支及びその持続性
- 11 意思決定プロセスの合理化
 - 11.1 事業実施期間における意思決定プロセスの確認
 - 11.2 意思決定プロセスの合理化の提案
- 12 事業効果（定量的評価、定性的評価）
- 13 情報管理システム（GIS及びSCADA導入の検討）
- 14 組織改善（アクションプラン策定と技術支援の検討）
- 15 本事業の実施にあたってのリスクの洗い出しと対応策・検討

7 成果品等

- ・インセプション・レポート（2014年1月中旬）
- ・インテリム・レポート（2014年4月下旬）
- ・ドラフト・ファイナル・レポート（2014年7月上旬）
- ・ファイナル・レポート（2014年8月下旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) 総括/下水道計画（評価対象予定者）
- 2) 施設計画A（下水処理場設計）
- 3) 施設計画B（汚水管網/雨水排水路網設計）
- 4) 自然条件調査
- 5) 機械/電気設備計画
- 6) 調達計画/積算
- 7) 組織強化・住民啓発（評価対象予定者）
- 8) 経済・財務分析
- 9) 施設運営・維持管理
- 10) 環境社会配慮/公衆衛生

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。